# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者総合支援法に関する事務 評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、障害者総合支援法に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

滑川市長

### 公表日

令和7年4月18日

#### I 関連情報

- IAIAE III IK						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務					
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援 給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 番号法においては、別表第一の84の項の規定のとおり、障害者の自立支援給付の支給又は地域生活支援 事業の実施に関する事務で個人番号を用いることになる。					
③システムの名称	障害者福祉システム 自立支援給付システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 障害者福祉システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 自立支援給付システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)					
2 特定個人情報ファイルタ						

#### 2. 特定個人情報ファイル名

障害者総合支援法事務ファイル、宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表の117の項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める

<選択時>

事務を定める命令 第60条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	Г	実施する	]	1)実施する 2)実施しない 3)未定
--------	---	------	---	---------------------------

#### 【情報提供の根拠】

番号法第19条第8号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定 個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号省令」とい う。)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」である項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「障害者 の日常生活および社会生活を総合的に支援するため法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の 支給に関する情報」又は「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、8 1、125、144、155、161の項)並びに第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、 第83条、第127条、第146条、第157条及び第163条

#### ②法令上の根拠

【情報照会の根拠】

番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)

番号法第19条第8号省令第2条の表第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定 個人番号利用事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が含まれる項(1 44、145、146の項)並びに第146条、第147条及び第148条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	滑川市健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251 連絡先

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者数	Ż .						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事故	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	護評価	書の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 いる。	項目評価機関につ		·項目評価 [	書又は全項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 評価書において、リスク対領	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情	報提供は	ペットワークシステム	を通じたス	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分 か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対 策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	)委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や作	<b>報提供ネットワークシ</b>	ノステムを通	じた提供を除く	(.)	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの	)接続		[ ]接線	しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	去					
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ะเงอ

#### 変更箇所

変更固					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	しきい値判断項目 時点計数 1.対象人数及び2.取扱者数	平成26年10月1日	4月1日	事後	
平成29年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉介護課長 藤田 博明	福祉介護課長 澤口 幸二	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象 者数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象 者数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署(②所属長の役職)	福祉介護課長 澤口 幸二	福祉介護課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	_	項目新設	事後	様式の変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象 者数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(①部署)	滑川市産業民生部 福祉介護課	滑川市健康福祉部 福祉課	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署(②所属長の役職)	福祉介護課長	福祉課長	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家 町104番地 076-475-2111	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475	事後	電話番号の変更に伴うもの
令和5年4月1日	取扱いに関する問合せ	滑川市(総務部企画政策課) 富山県滑川市寺 家町104番地 076-475-2111	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象 者数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象 者数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か		令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月1日	関連情報 3. 個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第60条	番号法第9条第1項 別表の117の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
令和6年7月1日		番号法第19条第8号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者総合支援 なし、第四欄(特定個人情報)に「障害者に会立を提供を表すが「市町村長」の項のうち、第四欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一個人間で書きための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援等でための法律に表現の実施に関する事務であって主務省令で定接合もの」若しくは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的」と表す人態を療費、療養介護医療費、療養介護医療費、療養介護医療費の支給に関する事務であって立ち機関する事務であって、108、109及び110の項「つ政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務(情報提供の根拠)なに【情報開会の根拠】第555条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下 「番号法第19条第8号令身という。)第2条の 表第三欄(情報提供者)が「市町村長」である項 のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「障害者 るため法律(平成17年法律第123号)による項 自立支援給付の支給に関する情報」又は「障害者 自立支援給付関係情報」が「まれる項(11、1 5、20、37、42、75、80、81、125、144、1 55、161の項)並びに第13条、第17条、第22 条、第39条、第44条、第77条、第82条、第8 3条、第127条、第146条、第157条及び第1 63条 【情報照金の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和7年4月18日		障害者総合支援法事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	障害者福祉システム 自立支援給付システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 障害者福祉システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 自立支援給付システム(ガバメントクラウド上の 標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準 準拠システム)	事後	
令和7年4月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	